

<新旧対照表> 第2改訂2版 令和6年7月31日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、囲み又は下線部を参照してください。

※誤字・脱字等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 第2改訂初版5刷(令和5年2月24日)	(新版) 第2改訂2版(令和6年7月31日)
【用語の統一】	
労働者、作業員	作業者
および、または	及び・又は
建設現場、作業現場、現場	作業所
元方事業者	元請
下請け業者 等	協力会社
防音保護具、耳せん	聴覚保護具（耳栓、耳覆い）

(旧版) 第2改訂初版5刷(令和5年2月24日)			(新版) 第2改訂2版(令和6年7月31日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
12	下から 4行目、 2行目	平成19年では178件まで減少 270件中178件と最も多く	5	熱中症の 症状と分 類	令和2年では146件まで減少 197件中146件と最も多く
13	グラフ	(右記に修正)	13	グラフ	平成20年から令和2までを追加

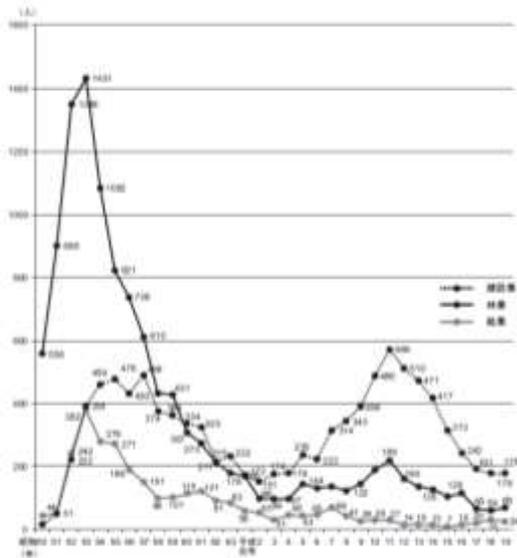


図1-3 振動障害における労災補償の新規支給決定者数

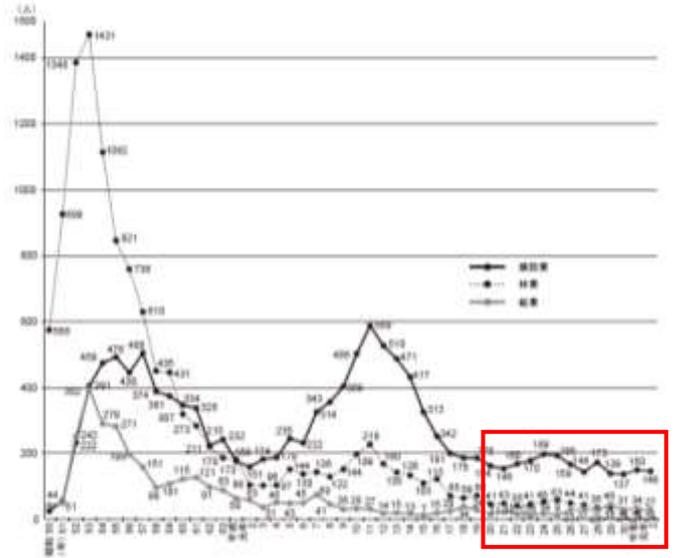


図1-4 振動障害における労災補償の新規支給決定者数

17	上から 2行目	工具を持つ手を基準に <u>図1-3</u> のように	17	上から 2行目	工具を持つ手を基準に <u>図1-4</u> のように
43	上から 8行目	<u>およびこれ業務</u> の作業を	43	上から 8行目	<u>及びこれ以外</u> の作業を
50	下から 11行目	使用する予定の3台の振動工具の「振動ばく露限界時間」 T_L は、 <u>2時間を超える。したがって、2時間を超える場合ことから、1日の振動ばく露時間を2時間以下にする。</u>	50	下から 10行目	使用する予定の3台の振動工具の「振動ばく露限界時間」 T_L は、 <u>2時間を超えるため、1日の振動ばく露時間を2時間以下にする。</u>

(旧版) 第2改訂初版5刷(令和5年2月24日)			(新版) 第2改訂2版(令和6年7月31日)																																						
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																				
88	①	JIS に適合したものを使用する〔表 4-3 参照〕	88	①	JIS T 8161-1 に適合したものを使用する。																																				
88	表 4-3	表を削除	88																																						
<p>表 4-3 耳栓・耳覆いの種類と遮音値 (JIS T 8161-1983)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">周波数 (Hz)</th> <th colspan="2">遮音値 (dB)</th> <th rowspan="3">耳覆い (EM)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">耳 栓</th> </tr> <tr> <th>1種 (EP-1)</th> <th>2種 (EP-2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125</td> <td>10 以上</td> <td>10 未満</td> <td>5 以上</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>15 以上</td> <td>20 未満</td> <td>10 以上</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>15 以上</td> <td>30 未満</td> <td>20 以上</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>20 以上</td> <td>20 未満</td> <td>25 以上</td> </tr> <tr> <td>2,000</td> <td>25 以上</td> <td>20 以上</td> <td>30 以上</td> </tr> <tr> <td>4,000</td> <td>25 以上</td> <td>25 以上</td> <td>35 以上</td> </tr> <tr> <td>8,000</td> <td>20 以上</td> <td>20 以上</td> <td>20 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 2種の中心周波数1,000Hzにおける遮音値は、15dB未満にすることが望ましい。</p>						周波数 (Hz)	遮音値 (dB)		耳覆い (EM)	耳 栓		1種 (EP-1)	2種 (EP-2)	125	10 以上	10 未満	5 以上	250	15 以上	20 未満	10 以上	500	15 以上	30 未満	20 以上	1,000	20 以上	20 未満	25 以上	2,000	25 以上	20 以上	30 以上	4,000	25 以上	25 以上	35 以上	8,000	20 以上	20 以上	20 以上
周波数 (Hz)	遮音値 (dB)		耳覆い (EM)																																						
	耳 栓																																								
	1種 (EP-1)	2種 (EP-2)																																							
125	10 以上	10 未満	5 以上																																						
250	15 以上	20 未満	10 以上																																						
500	15 以上	30 未満	20 以上																																						
1,000	20 以上	20 未満	25 以上																																						
2,000	25 以上	20 以上	30 以上																																						
4,000	25 以上	25 以上	35 以上																																						
8,000	20 以上	20 以上	20 以上																																						
88	②	1種の耳栓は、低音から高音までを遮音する。 2種の耳栓は主として高音を遮断するので、 会話音域（おおむね500~3,000Hz）程度の低音での遮音性はない。どちらを選定するかは、 騒音レベルを測定して、それぞれ作業に合ったものを選ぶこと。	88	②	騒音レベルによってそれぞれ作業に合ったものを選ぶこと。																																				
100	3.作業内容 上から 1行目	振動工具取扱作業者に対する教育の内容は、 <u>労働省労働基準局長通達</u>	100	3.作業内容 上から 1行目	振動工具取扱作業者に対する教育の内容は、 <u>厚生労働省労働基準局長通達</u>																																				
109	(3)振動 作業時間 の調整 上から2 行目	連続作業時間を制限する方法も有効である。 「 <u>指針</u> 」に示されている	109	(3)振動 作業時間 の調整 上から2 行目	連続作業時間を制限する方法も有効である。 「 <u>対策指針</u> 」に示されている																																				
113	安全衛生 管理体制 の図	(赤枠を右記に修正)	113	安全衛生 管理体制 の図																																					

(旧版) 第2改訂初版5刷(令和5年2月24日)			(新版) 第2改訂2版(令和6年7月31日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
116	⑦統括管理 上から 5行目	労働 <u>障害</u> を防止するための安全衛生管理体制	116	⑦統括管理 上から 5行目	労働 <u>災害</u> を防止するための安全衛生管理体制
124	(危険有害業務の就業制限) 上から 4,5行目	その他 <u>命令</u> で定める危険な業務に就かせ、又は <u>命令</u> で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。	124	(危険有害業務の就業制限) 上から 4,5行目	その他 <u>厚生労働省令</u> で定める危険な業務に就かせ、又は <u>厚生労働省令</u> で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。
125	女性労働基準規則 (抄)	(<u>妊産婦の就業制限の業務の範囲等</u>)	125	女性労働基準規則 (抄)	(<u>危険有害業務の就業制限の範囲等</u>)
130	1. チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針の表	(赤枠を右記に修正)	130	1. チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針の表	

項目	内 容
工具の操作時の措置	<p>(1) 工具の操作方法</p> <p>① ハンドル等以外の部分は、持たないこと。</p> <p>② ハンドル等は、過度に強く握らず、かつ、強く押さないこと。</p> <p>③ さく岩機等により削孔・掘さく、はつり等を行うとき(特に、削孔の開始時)は、たがねを手で保持しないこと。</p> <p>なお、作業の性質上、たがねを固定する必要がある場合は、適切な補助員を用いること。</p> <p>また、下向きの削孔、掘さく等を行うときは、軽くひじを曲げできるだけ力を抜いて工具を保持するようにすること。</p>
工具の操作時の措置	<p>(2) 作業方法</p> <p>① ハンドル等を過度に強く握る作業方法、手首に強く力を入れる作業方法、腕を強く曲げて工具の重量を支える作業方法等の筋の緊張を持続するような作業の方法は、避けること。</p> <p>② 肩、腰、膝等手以外の部分で工具を押す等工具の振動が直接身体に伝わる作業方法は、避けること。</p> <p>③ 振動工具を使用する労働者が、当該振動工具の排気を直接吸い込むおそれのある作業方法は、避けること。</p> <p>(3) 工具の支持</p> <p>工具の重量を手で支えて使用する工具は、できる限りアーム、支持台、スプリングバランサー、カウンターウェイト等により支持すること。</p> <p>(4) 被加工物の支持</p> <p>1の⑥に掲げる業務を行うときは、できる限り被加工物をワークレストで支えて研削すること。</p>

項目	内 容
工具の操作時の措置	<p>(1) 工具の操作方法</p> <p>① ハンドル等以外の部分は、持たないこと。</p> <p>② ハンドル等は、過度に強く握らず、かつ、強く押さないこと。</p> <p>③ さく岩機等により削孔・掘さく、はつり等を行うとき(特に、削孔の開始時)は、たがねを手で保持しないこと。</p> <p>なお、作業の性質上、たがねを固定する必要がある場合は、適切な補助員を用いること。</p> <p>また、下向きの削孔、掘さく等を行うときは、軽くひじを曲げできるだけ力を抜いて工具を保持するようにすること。</p>
工具の操作時の措置	<p>(2) 作業方法</p> <p>① ハンドル等を過度に強く握る作業方法、手首に強く力を入れる作業方法、腕を強く曲げて工具の重量を支える作業方法等の筋の緊張を持続するような作業の方法は、避けること。</p> <p>② 肩、腰、膝等手以外の部分で工具を押す等工具の振動が直接身体に伝わる作業方法は、避けること。</p> <p>③ 振動工具を使用する労働者が、当該振動工具の排気を直接吸い込むおそれのある作業方法は、避けること。</p> <p>(3) 工具の支持</p> <p>工具の重量を手で支えて使用する工具は、できる限りアーム、支持台、スプリングバランサー、カウンターウェイト等により支持すること。</p> <p>(4) 被加工物の支持</p> <p>1の⑥に掲げる業務を行うときは、できる限り被加工物をワークレストで支えて研削すること。</p>

(旧版) 第2改訂初版5刷(令和5年2月24日)			(新版) 第2改訂2版(令和6年7月31日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
131	1. チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針の表	(赤枠を削除)	131	1. チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針の表	
	安全衛生教育	<p>作業者を新たに振動業務に就かせ、又は作業者の取扱う振動工具の種類を変更したときは、当該作業者に対し、振動が人体に与える影響、目振動ばく露量A(9)に基づく振動ばく露限界時間等の工具の適正な取扱い及び管理方法についての教育を行うこと。</p> <p>※平成4年10月1日に公表された騒音障害防止のためのガイドラインで、防音保護具については、次のように定められています。</p> <p>(イ) 85dB(A)以上90dB(A)未満の場合 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させること。</p> <p>(ロ) 90dB(A)以上の場合 騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示する。</p>		点検整備	<p>(1) 振動工具を製造者又は輸入業者が取扱説明書で示した時期及び方法により定期的に点検・整備し、常に最良の状態に保つようすること。</p> <p>(2) 振動工具を有する事業場については「振動工具管理責任者」を選任し、振動工具の点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録すること。</p>